

事業主の氏名又は名称

関係法令遵守状況報告書

次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 号リ（２）及び（３）に掲げる事項等について、以下のとおり報告します。

1 長時間労働等に関する重大な労働関係法令（※ 1）に関して、該当するものに○をしてください

	（１）認定申請を行う一般事業主行動計画期間において労働基準監督署からは是正勧告書を交付されていない。
	（２）認定申請を行う一般事業主行動計画期間において労働基準監督署からは是正勧告書を交付され、是正期日までに是正報告を行っている。
	（３）認定申請を行う一般事業主行動計画期間において労働基準監督署からは是正勧告書を交付されたものの、是正していない。

（２）に該当する場合は、是正を受けた法令及び条文を以下に記載し、是正済みであることが確認できる是正報告書の写し等を添付すること。

- （※ 1）重大な労働関係法令とは以下の特定条項を指します。
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 4 条、第 5 条、第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条第 1 項、第 36 条第 6 項（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）、第 37 条第 1 項及び第 4 項、第 39 条第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 9 項、第 56 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 62 条第 1 項及び第 2 項、第 63 条、第 64 条の 2（第 1 号に係る部分に限る。）、第 64 条の 3 第 1 項、第 65 条、第 66 条、第 67 条第 2 項の規定並びに第 141 条第 3 項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）
 - ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項の規定

2 労働保険料徴収法に定められた労働保険料に関して

(1) 本社事業所の労働保険番号を記載してください。

()

(2) 本社以外の事業所がある場合、全ての事業所について、該当するものに○をしてください。

	(1) 認定申請日の前日時点で、直近2年度について労働保険料を滞納している事業所はない。
	(2) 認定申請日の前日時点で、直近2年度について労働保険料を滞納している事業所がある。

3 その他の関係法令の遵守状況について

以下の各項目を確認のうえ、該当するもの全てに○をしてください。

確認対象となる期間は、いずれも認定申請をする行動計画期間です。

	(1) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、女性活躍推進法、労働施策総合推進法に違反して勧告を受けたことはない。
	(2) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法に違反して送検されたことはない。
	(3) 労働基準関係法令（※1の特定条項）の同一条項に複数回違反したことはない。
	(4) 違法な長時間労働や過労死等又は裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められたことにより、経営トップが都道府県労働局長等から是正指導を受け、企業名が公表されたことはない。
	(5) 障害者雇用促進法第47条に基づく勧告に従わず、その旨を公表されたことはない。
	(6) 高齢者雇用促進法第10条第3項に基づく勧告に従わず、その旨を公表されたことはない。
	(7) 労働者派遣法第49条の2第2項に基づく勧告に従わず、その旨を公表されたことはない。
	(8) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）の規定に違反する行為をし、同法第48条の3第3項の規定による公表がされたことはない。

4 時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制（※2）に関して、該当する場合は○をしてください。

	計画期間の終了日の属する事業年度において、労働基準法第32条及び第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）に違反して時間外労働や休日労働をさせている労働者はいない。（※3）
--	---

（※2）労働基準法第36条に定める時間外労働の上限について

労働基準法第36条により、時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、2～6箇月平均80時間（休日労働含む）以内が限度とされている。

以下①～③の事業・業務については、令和6年4月1日より上限規制が適用され、④の業務については、上限規制の適用が除外されている。

①建設事業

- ・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用
- ・災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働について単月100時間未満、2～6箇月平均80時間以内とする規制は適用なし

②自動車運転の業務

- ・時間外労働の上限は、臨時的な特別の事情がある場合は年960時間
- ・時間外労働と休日労働について単月100時間未満、2～6箇月平均80時間以内とする規制は適用なし
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6箇月までとする規制は適用なし

③医師

- ・時間外労働と休日労働の上限が最大年1,860時間
- ・時間外労働と休日労働について、2～6箇月平均80時間以内とする規制は適用なし
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6箇月までとする規制は適用なし
- ・医療法等に追加的健康確保措置に関する定めあり

④新技術・新商品等の研究開発業務

（※3）労働基準法第36条第1項に定める労使協定の対象期間が計画期間の終了日の属する事業年度の期間と異なる場合には、

- ・労働基準法第36条第4項及び第5項に定める年を単位とした時間外労働に関する上

- 限（年 360 時間以内、月 45 時間を超えることができるのは年 6 箇月まで等）については、計画期間の終了日の属する事業年度内に有効期間が満了する労使協定の期間
- ・その他の労働基準法第 36 条第 6 項に定める 1 箇月を単位とした時間外労働に関する上限（単月時間 100 時間未満（休日労働含む））等や労働基準法第 36 条第 1 項に定める労使協定を締結していない場合の法定時間外労働等については、計画期間の終了日の属する事業年度において違反して時間外労働や休日労働をさせている労働者がいなか判断すること。